

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 回 相模原市新斎場整備基本計画策定に係る有識者会議		
事務局 (担当課)		新斎場整備課 電話 0 4 2 - 7 0 7 - 7 0 2 7 (直通)		
開催日時		令和 8 年 6 月 9 日 (火) 1 5 時 0 0 分～1 6 時 4 0 分		
開催場所		相模原市立橋本公民館 中会議室		
出席者	委 員	5 人 (別紙のとおり)		
	事務局	7 人 (市民局参事 (新斎場整備担当)、新斎場整備課長、外 5 人)		
公開の可否		☐ 可 ☐ 不可 ☒ 一部不可	傍聴者数	2 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		相模原市情報公開条例第 7 条第 5 号に該当する議題を含むため、資料を一部非公開とする。		
議 題		(1) 委員委嘱について (2) 会長及び副会長の選任について (3) 年間スケジュールについて (4) 計画骨子 (案) について【資料一部非公開】 (5) その他		

議 事 の 要 旨

(1) 委員委嘱について

相模原市新斎場整備基本計画策定に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を構成する委員として、5名に委嘱を行った。

(2) 会長及び副会長の選任について

構成員の互選により、市古委員を会長に、真田委員を副会長に選出した。

(3) 年間スケジュールについて

有識者会議の年間スケジュールについて、事務局から説明した。

(山本委員)

会議名称について、協議会や検討会議ではなく有識者会議とした理由について確認したい。また、新斎場整備推進本部会議、有識者会議、地域説明会のそれぞれの役割と位置付けについて確認したい。質問の趣旨としては、有識者会議で議論した内容がどのように相模原市新斎場整備基本計画（以下「基本計画」という。）に反映されるのか確認したいものである。

(事務局)

会議名称について法的な根拠があるものではない。市が基本計画を策定するに当たり、その方向性が適切であるかの確認として、有識者の専門的な意見を聴取するものであることから、有識者会議という名称とした。

また、地域説明会の位置づけについては、これまでも地域の方々にご理解とご協力をいただきながら本事業を進めてきたところであり、基本計画の策定に当たっても、地域の方々の意見を聞きながら進めていきたいと考えている。パブリックコメントの実施も予定しているところではあるが、その前段として地域への説明の機会を設けるものである。

有識者会議でいただいた意見に関しては、市において基本計画への反映について検討、調整を行う。有識者会議において基本計画の内容を決定するものではない。

(市古会長)

事業手法については、今年度基本計画の中で決定するという理解でよい。

(事務局)

その理解でよい。

(4) 計画骨子（案）について

基本計画の骨子（案）（以下「骨子案」という。）について、事務局から説明した。
（関戸委員）

骨子案の内容について理解した。

地域住民からは整備スピードが非常に遅いとの意見を多く聞く。平成30年度に最終候補地を青山に決定して以降、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響もあったところではあるが、もう8年ほどが経過している。骨子案には新斎場にアクセスするための関連道路に関する内容が含まれていないが、関連道路の整備が更なる遅れの要因にならないか心配である。有識者会議においては、関連道路に関して議論の対象となるのか確認したい。

（事務局）

平成26年度に基本構想を策定して以降、地域の方々からの期待に添えていないことを大変申し訳なく思っている。

関連道路については、市道として整備を行うため、有識者会議における議論の対象とはならない。ただし、全体を通じた景観の考え方などについては、関連する内容として是非意見を頂ければと思う。

新斎場整備の全体スケジュールとしては、関連道路の整備を進めた後に本体施設及び土砂災害対策施設の整備へと進んでいく。基本計画において全体スケジュールを示すが、そこからの遅れが生じないよう的確に事業を進めていきたいと考えている。

（山本委員）

現地のインフラに関する現況の把握状況と、地域要望等を踏まえた整備の方向性について確認したい。

また、「相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例」で定められている人家等との離隔距離について、取扱いを明らかにしていただきたい。

（事務局）

インフラ整備の状況であるが、電気は通っているが、上水道は整備されていない。通信関係については、付近に設置されている基地局までは整備されている状況である。

インフラ整備の方向性であるが、上水道の整備、排水処理施設の整備が必要となる。また、都市ガスの供給エリアではなく、火葬に必要となる燃料については基本計画策定の中で検討する。

周辺に存する人家等からの離隔距離についてであるが、「相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例」において、火葬場の設置場所については人家等から300m以上の距離がある場所とすることと定められている。新斎場においては、300mの範囲内に一定程度人家があることを確認している。同条例の中では、「特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りではない。」という但し書きがある。

新斎場に関しては、都市計画事業認可を取得して整備する予定であり、認可を取得して整備する施設については、この規制の対象とならないものと認識している。ただし、例規上の取扱だけで判断するのではなく、近隣住民の方々に対しては、事業の進捗状況など、適宜お知らせをし、ご理解をいただきながら事業を進めていきたいと考えている。

（山本委員）

離隔距離の件について、上級庁へ確認をしているか。神奈川県や厚生労働省に対して、市の考えを伝えておく必要があると考える。

（事務局）

本市は政令指定都市であり、火葬場の経営許可権限は市長にある。ただし、都市計画決定を含めて神奈川県との協議は生じるため、適切に対応したいと考えている。

（市古会長）

基本方針（案）に示されている「地域と共存し、市民に親しまれる斎場」を基本計画においてどのように表現するのかが重要である。関戸委員の意見にもあったように、地域における期待や課題を可能な限り基本計画に表現してほしい。そういった有識者会議における議論や意見について、事務局において整理し、基本計画へ反映していただきたい。

（真田副会長）

骨子案について、方向性は適切だと思う。その中で、関連道路を含めた全体を通じた景観をどのように考えるかや、基本方針（案）にも示されているように、故人と静かに向き合える斎場とするための取組など、細かな部分は今後更なる検討が必要である。関連して、民間活力を導入するとなった場合には、そういった基本計画に記載される細かな点をどのように民間が行う設計などに反映するのか考えておく必要がある。

例となるが、横浜市では、旧市庁舎を活用した新施設の整備が民間活力を導入して実施された。その際には、横浜市においてエリアコンセプトブックというものを作成して、横浜市として考えを詳細に示した上で事業者を決定していた。新斎場整備においても、施設整備の基本的な諸条件は基本計画において示すことになると思うが、細かなニュアンスの部分を明確にし、それがしっかりと設計事業者に伝わるような仕組みを構築することが今後必要になると考える。

（事務局）

今いただいたご意見のとおり、民間活力導入に関しては、事業手法の選択だけでなく、市のコンセプトをどのように民間事業者の設計に反映するか、その示し方について検討していく。実際には要求水準書を作成して発注することになるが、要求水準書

作成に当たっては、サウンディング調査などにより広く意見を聴取しながら整理をしていきたいと考えている。紹介いただいた横浜市など、他自治体の事例も参考にしていきたい。

現時点では事業手法がまだ決定していないが、市の考えやコンセプトの部分を基本計画においてどこまでをどのように表現するかという点については非常に重要な点であると考えている。一方で、民間の自由な発想を取り入れるという点も重要となってくるため、有識者会議において意見をいただきながら検討を進めていきたい。

（真田副会長）

事務局の考えのとおりで、景観の部分や細かなコンセプトの部分は要求水準書での表現が難しいところである。従来手法を選択する場合であっても設計業務を外委託する可能性はあるため、それらの点がしっかりと民間事業者に伝わるようにする仕組み作りについて検討いただきたい。

（市古会長）

今議論のあった件は、基本計画の策定において非常に重要な論点である。土地利用計画（案）の中に、「既存山林を保全」という記載があるが、大学グラウンドの造成前の景観を回復していくという視点など、もう少し深堀をして表現をバージョンアップし、既存の山林の保全という表現にもうひと工夫をして、キーワードを表現する必要があるのではないかと考える。

この他、土地利用計画（案）に関しては、関連道路と本体施設に挟まれている緑地エリアについて、高低差処理が必要になってくると思うが、どのような見え方で整備するのかは景観の視点からも大事な論点となる。

関連道路の整備や土砂災害対策施設整備に当たりグラウンドなどを掘削する際に残土が発生すると思われるが、それらの土を使用して本体施設の景観に配慮した築山などを造成する工夫も考えてよいと思う。残土の再利用は工事費の削減にも繋がる。

これらの点について、基本計画の段階で表現していくかについて、事務局において検討いただきたい。

（小山田委員）

安全性の担保について確認したい。事業範囲内に土砂災害警戒特別区域（以下「レッドゾーン」という。）が含まれている中で、土砂災害対策施設を整備することで対策を図る計画となっていると承知している。4メートルの側壁を構築してプール形状の施設を整備すると伺っているが、どのような考え方で施設の設計を決定してきたのか確認したい。

また、事業費についてはいつ頃示される予定で、有識者会議の議論の対象となるのか確認したい。事業費は民間活力導入の検討にも関連する。

（事務局）

安全性の点についてであるが、レッドゾーンの指定は神奈川県が行っている。その指定の根拠となっているのは、一定の降雨条件における土砂の流出量と流れる力である。市としては、このレッドゾーン指定の基準を上回る土砂量を受け止められる施設を整備する方針で設計を進めており、十分な安全対策を図っている。なお、土砂災害対策施設については、グラウンドを掘削して整備するのではなく、現状のグラウンドレベルに擁壁を立てて施設を整備する。この土砂災害対策施設に関しては、今後の詳細設計等々で施設の詳細を検討していく。また、整備に当たっては、土砂の流出する方向を変えて圧力を軽減させる導流工や、床面が削られないようにするための床固工などにより安全対策を図る。

事業費が有識者会議における議論の対象となるかどうかについてであるが、設備の大幅な変更を要するような意見があった際には事業費に関連することになるが、基本的には市において算出、検証するものである。細かな積算一つ一つを議論の対象とすることは考えていない。

(市古会長)

土砂災害対策施設について、その施設の形状、景観が新斎場のコンセプトとうまく折り合うかが気になることである。土砂災害対策施設の壁が本体施設と斜面との間に存在してしまうことに関して、論点として指摘をしておきたい。グラウンドレベルに施設を立ち上げるのではなく、掘り込んで施設を設置することも検討すべきであり、また、側壁そのものを施設の躯体とすることも土木建築技術的には可能である。そういった手法も東日本大震災で被害を受けた地域では既に実例があり、事業費や工期も縮減できるようである。土砂災害対策施設としての機能は満たしつつ、いかにして景観に配慮した施設を整備するかということも考える必要がある。防災施設を整備することをボーナスと捉えて、より良い施設を整備する発想で基本計画を整理していただけると、学識経験者の立場からするとありがたいと思う。

(真田副会長)

同じく、4 mの側壁が立ち上がることについては議論する必要があると考える。どうしても必要ということであれば、前面を盛土するなどして、側壁が見える部分を少なくするなど、考えられる手法はあると思う。

市古会長から例示のあった本体施設と一体化して整備する手法についてであるが、近隣だと町田市の芹ヶ谷公園で新たに建物が整備されるが、近接する斜面がレッドゾーンに指定されており、建物と災害対策施設を一体的に整備することとなっている。参考にしていいただければと思う。

(山本委員)

本日示されたコンセプト（案）、基本方針（案）が全国のどこの施設でも当てはまるような表現になっている。これでは面白味に欠ける。相模原市の特性や津久井地域

の特性を踏まえるなど、行政側がしっかりと独自のコンセプトを持っていないと、民間業者へ設計を発注した際にブレが生じてしまう。もう少しスパイスを効かせたものとしていただきたい。

（関戸委員）

同じく、コンセプト（案）がごく一般的な内容になっていると感じている。津久井地域の自然豊かな場所に整備することを意識した内容としていただきたい。また、葬家、会葬者など見送る側の視点のみとなっているため、故人の視点をコンセプトの中に入れる必要があるではないか。いずれにしても、コンセプトの設定は非常に重要であると考えている。

また、土砂災害対策施設についてであるが、過去の地域説明の際にはプールという表現で、掘り込む形で整備するという説明であったと思う。やはりあの山並みの自然景観の中に明らかな人工物が入り込まないように工夫する必要があると考える。しかしながら、建物の躯体と一体化して整備し、建物で土砂を受け止める手法には懸念がある。

（市古会長）

大学グラウンド敷地を含む周辺の地形や、周辺集落の形成の歴史を振り返ってみると、守るべき大事な資源などがおのずと見えてくるはずである。大学グラウンドが造成される前の元々の地形を今一度振り返ってみることで、表現できるキーワードが浮かび上がり、基本計画や全体のデザインの中に盛り込むことができると思う。

（山本委員）

用地取得までを考えると、新斎場の整備には多額の費用を要する。火葬場の整備には国庫補助や県費補助の制度が無い場合、予算の確保については重要な課題となる。また、年度別に必要となる予算額について検証しておく必要がある。

当該新斎場の整備については、災害対策の検討で一度進捗に遅れが出た事業であると承知している。今後は背水の陣で事業に臨んでいただくことを期待している。

助言となるが、斎場利用者の動線として、右回りの動線でないと運営がしにくいことを申し添えておく。

（真田副会長）

基本計画にどこまでの内容を盛り込み、表現するのかについては、次回の有識者会議でお示しいただければと思う。

細かな話となるが、緑地保全エリアの考え方について、本当に保全で良いのかというのは検証した方が良い。また、新斎場の周りには豊かで美しい自然があるため、施設利用者にとって良い環境となるような施設配置としていただければと思う。山側と谷川の景観をうまく取り入れながら、故人を偲ぶ良い場所、良い施設とすることは重

要である。基本計画に表現するのか、それとも民間へ設計を委託発注する際に表現するのかよく検討いただきたい。

(5) その他

第2回会議の開催予定について事務局から説明した。

以 上

第1回 相模原市新斎場整備基本計画策定に係る有識者会議
構成員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	市古 太郎	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授	会長	出席
2	真田 純子	東京科学大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系 教授	副会長	出席
3	小山田 隆貞	東京きらぼしフィナンシャルグループ 連携推進部 公共連携推進室 室長		出席
4	山本 源一	厚木市斎場		出席
5	関戸 仁	津久井地区自治会連合会 会長		出席